

発委第10号

再審法改正の早期実現を求める意見書の提出について

再審法改正の早期実現を求める別紙の意見書を国会及び関係行政庁に提出したいので、議会の議決を求める。

令和6年12月25日提出

提出者 飯田市議会総務委員会
委員長 清水優一郎

(別紙)

再審法改正の早期実現を求める意見書（案）

間違った有罪判決で無実の罪を着せられたえん罪被害者を救済するための最後の砦として、「再審」という制度があります。

我が国では、これまで 5 つの死刑確定事件において再審により無罪判決が確定しています（2024 年 10 月に再審無罪判決が確定した袴田事件のほか、免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件）。他にも、足利事件、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件、松橋事件及び湖東事件などで再審により無罪判決が確定しています。

しかしながら、現実には、10 年、20 年、時には人生の大半をかけて、無罪を主張するものの、再審請求がなかなか認められない方、上記 5 つの死刑確定事件のように死刑囚でありながらえん罪を主張して再審請求を続けている方もいます。

その大きな原因として、現在の再審の手続きを定める法律の規定が極めて不十分であり、証拠開示の規定が存在しないことから、捜査機関の保有する無罪を示す重要な証拠が開示されてこなかったこと、また、証拠開示を含めた再審事件の審理が裁判所でまちまちとなっており、「再審格差」とも呼ばれる裁判所ごとの不合理な格差（運用の不統一）や、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての繰り返しによる手続きの長期化などがあります。

このような状態は、再審制度が誤った有罪判決から国民を救済する最後の砦であることに鑑みれば、もはや一刻も放置することはできず、速やかに改善されなければなりません。

そこで、えん罪被害者の速やかな救済のために、国に対し、下記の点を含む再審法（刑事訴訟法第 4 編）の改正を求めます。

記

- 1 えん罪被害者の救済の観点から実効性のある検察官による証拠開示の規定を設けること。
- 2 1 の証拠開示の制度を実効的に担保する捜査機関における適切な証拠の保管及び保存制度に関する規定を設けること。
- 3 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止する規定を設けること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 25 日

長野県飯田市議会議員 熊谷 泰人

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣